

副本

平成26年(ヨ)第31号、平成27年(モ)第38号

債権者 松田 正 外8名(平成26年(ヨ)第31号は高橋秀典外4名)

債務者 関西電力株式会社

主張書面(10) 兼 異議審主張書面(5)

平成27年8月28日

福井地方裁判所民事第2部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏 

弁護士 田 中 宏 

弁護士 西 出 智 幸 

弁護士 原 井 大 介 

弁護士 森 拓 也 

弁護士 辰 田 淳 

弁護士 今 城 智 德 

弁護士 山 内 喜 明



弁護士 中 室 祐



目 次

第1 「新基準制定手続の不合理性」に対する反論	4
1 原子力規制委員会及び原子力規制庁の人員について	4
2 「新規制基準策定プロセスの問題」について	5
第2 「新規制基準内容の不合理性」に対する反論	6
1 基準地震動を超える地震動に関する新規制基準について	6
2 基準地震動に関する新規制基準が融通無碍であるとの点について	8
3 基準地震動を超える地震動による事故対策が不十分であるとの点について	9
4 基準地震動以下でも重大事故に至るおそれがあるとの点について	11
5 多重防護の一つである5層が欠けているとの点について	12
6 大規模損壊発生時の被害を防止する基準がないとの点について	15
7 立地審査指針の不存在の点について	17

債務者は、債権者ら第14準備書面における新規制基準に関する主張に対し、必要な範囲で以下のとおり反論する。

なお、以下では、高浜発電所3号機及び4号機並びに大飯発電所3号機及び4号機を総称して「本件各発電所」という。

第1 「新基準制定手続の不合理性」に対する反論

1 原子力規制委員会及び原子力規制庁の人員について

(1) 債権者らは、原子力規制委員会及び原子力規制庁が、原子力の安全規制に関して独立した機関となっていないと主張する。そして、その根拠については、原子力規制委員会設置法（以下、「設置法」という）が「委員長及び委員については原子力事業者等の役員、従業者等であったことを欠格事由としている」と前置きしたうえで、①委員長の田中俊一氏は、政府の原子力推進機関である原子力委員会の委員長代理に就任するなどしていたこと、②委員の更田豊志氏は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の副部門長の職にあたったし、委員の中村佳代子氏は、公益社団法人日本アイソトープ協会のプロジェクト主査の職にあることから、更田氏及び中村氏は、設置法に定める欠格事由に該当すること、③原子力規制庁の職員の実態は、その多くが原子力を推進してきた官庁の職員であることを挙げている（債権者ら第14準備書面6~7頁）。

(2) しかし、設置法上、委員長及び委員の欠格事由は7条7項各号に掲げられているところ、職業関係の欠格事由は、「原子力に係る製鍊、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又はこれらの者が法人であるときはその役員・・・若しくはこれらの者の使用者その他の従業者」(3号)と、「前号に掲げる者の団体の役員・・・又は使用者その他の従業者」(4号)の2つである。当該条項は、委員長及び委員が、現にこれらの職に就いていないことを求めているのであって、過去にこれらの

職に就いていなかったことを求めているわけではない。そして、更田氏は、委員就任前に、独立行政法人日本原子力研究開発機構の職を辞しているし、中村氏も、委員就任前に、公益社団法人日本アイソトープ協会の職を辞しているから、これらの団体が上記欠格事由に掲げる事業者等に該当するか否かは措くとしても、更田氏及び中村氏が、設置法に定める欠格事由に該当しないことは明らかであり、債権者らの主張は、この点において既に誤っている。

原子力規制委員会の委員長及び委員は、政府が、「福島から学んでいない者は、原子力の行政に関わる資格がない」との考え方の下、原子力関係の専門性、マネジメント能力、国際性を考慮して、責任をもって人選し（乙 106、「原子力規制委員会委員長及び委員人事案の国会提示に関する細野大臣記者会見録」），国会の両議院の同意という民主的プロセスを経て内閣総理大臣によって任命されたものであり（設置法 7 条 1 項），両議院の同意は、原子力事業者等からの寄付等の状況を明らかにしたうえでなされている（乙 107、「参議院環境委員会における附帯決議に係る情報」）。そして、原子力規制庁長官は、上記手続を経て選任された原子力規制委員会の委員長の命を受けて庁務を掌理し（設置法 27 条 5 項），原子力規制庁の職員の指揮命令にあたる組織となっている。

2 「新規制基準策定プロセスの問題」について

（1）債権者らは、「新規制基準策定プロセスの問題」として、①福島第一原子力発電所事故の調査が不十分なままに新たな規制基準を策定しても十分なものとはいえない、②新規制基準の検討期間が短すぎて十分な検討がなされていない、③パブリックコメントも形だけのものである旨を主張する（債権者ら第 14 準備書面 7～11 頁）。

（2）しかし、福島第一原子力発電所事故については、国会、政府、民間、東京電力株式会社の 4 つの事故調査委員会がそれぞれ原因究明等を行って事故調査報告書を取りまとめており（債務者答弁書 61 頁脚注 40、甲 147），新規制基準

は、これらの検討結果や国内外の知見を踏まえて策定されたものである。また、新規制基準の検討期間やパブリックコメントに関する債権者らの主張は、債権者らの主観的評価を述べるものに過ぎず、かつ、それ自体は新規制基準の内容について具体的な問題を指摘するものではない。

第2 「新規制基準内容の不合理性」に対する反論

1 基準地震動を超える地震動に関する新規制基準について

(1) 債権者らは、大規模損壊に関する法令の定め（原子炉等規制法¹43条の3の22第1項、実用炉規則²86条）を掲示して、「大規模な自然災害で大規模損壊が発生する場合を規則に定めているということは、基準地震動を超える地震動により原発の安全機能を損ない、大規模損壊に至る場合があることを認めていることであるが、そのような事態が発生しないようにすること、すなわち、シビアアクシデントが発生しないようにすることこそが基準として求められている。しかるに、新規制基準はそのような内容の基準になっていない」と主張する（債権者ら第14準備書面13～14頁）。

(2) しかし、新規制基準は、発電用原子炉施設においてシビアアクシデントのような事故を発生させないようにするために様々な基準を設けている。債権者らが掲示する原子炉等規制法43条の3の22第1項及び実用炉規則86条は、大規模損壊が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、所定の措置を講じることを求めているが、この条項は、新規制基準の他の規定による安全性確保対策が講じられた発電用原子炉施設において、大規模損壊が発生する蓋然性がどの程度あるのかという観点は捨象し、大規模損壊が発生することを所与の前提として、所定の措置を講じることを求めているものである。

¹ 正式には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」である。

² 正式には、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」である。

これを債権者らの主張する「基準地震動を超える地震動により原発の安全機能を損ない、大規模損壊に至る場合」に即して述べると、新規制基準は、そもそも、耐震重要施設³等が、当該施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（基準地震動による地震力）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものであることを求めている（設置許可基準規則⁴4条3項等）。そして、基準地震動については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとして策定することを求めており（乙17、設置許可基準規則解釈別記2第4条5項），基準地震動策定の適切性は、原子力規制委員会における審査で判断される（甲47）。債権者らは「シビアアクシデントが発生しないようにすることこそが基準として求められている」と主張するが、新規制基準は、そもそも、地震に起因してシビアアクシデントのような事故が発生しないようにするために適切な基準地震動を想定することを求め、耐震重要施設等が、この基準地震動に対する耐震安全性を確保することを求めているのである。そして、債権者らの主張する「基準地震動を超える地震動により原発の安全機能を損ない、大規模損壊に至る場合」というのは、このように適切に想定した基準地震動をも超える地震動が到来し、かつ、そのような地震動によって、基準地震動に対する耐震安全性を有する設備が破壊されて大規模損壊に至るという、想定すべき事態を大きく超える、発生の蓋然性が極めて低い想定困難な事態を述べているのである。

以上より、新規制基準が「シビアアクシデントが発生しないようにする基準」になっていないという債権者らの批判は的外れである。

³ 耐震重要施設とは、設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいものをいう（設置許可基準規則3条1項）。

⁴ 正式には、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」である。

なお、債務者による本件各発電所の基準地震動の策定が適切であり、基準地震動を超える地震動が到来することがまず考えられないこと、基準地震動を踏まえて本件各発電所の「安全上重要な設備」の耐震安全性を確保していることは、債務者主張書面（1）で述べたとおりである。

2 基準地震動に関する新規制基準が融通無碍であるとの点について

- （1）債権者らは、原子力規制委員会の「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する新規制基準に関する検討チーム」の一員であった藤原広行氏の発言が掲載された新聞記事を引用するなどして、新規制基準のうち基準地震動の策定に関する基準は、不確実さ（不確かさ）の取扱いが曖昧不明確であり、裁量次第となったから、規制としての体をなしておらず、原子炉等規制法が行政に委ねた専門技術的裁量の濫用・逸脱であると主張し、新規制基準による規制が緩やかであるかのように主張する（債権者ら第14準備書面14～16頁）。
- （2）この点、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号は、原子力規制委員会に対し、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が・・・災害の防止上支障がないもの」となる基準の制定を委任するだけでなく、発電用原子炉施設がこの基準に適合するか否かを判断する権限をも付与し、両者が相まって、個々の具体的な発電用原子炉施設につき、「災害の防止上支障がないもの」か否かの判断をする責任を原子力規制委員会に負わせている。この定めを受けて、原子力規制委員会は、設置許可基準規則を制定し、同規則の内規として基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（甲47）等を制定して、本件各発電所をはじめとする個々の発電用原子炉施設に関する基準地震動策定の適切性を審査・判断しているのである。

基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドには、確かに、債権者らが引用するような「十分に考慮」（甲47、4頁等）、「適切に選定」（甲47、3頁

等) 等といった文言が記載されている。しかし、前述のとおり、原子力規制委員会は自ら規制基準を制定し、その基準を用いて個別具体的な申請に対する審査を行うところ、原子力規制委員会における新規制基準適合性審査では、原子力発電所の様々な安全上の事項について高度の科学的、専門技術的知見を有する委員等によって厳格な審議・検討が行われていることに鑑みると、債権者らが引用する「十分に考慮」、「適切に選定」等といったような文言は、個々の発電用原子炉施設に対して、専門技術的観点から基準への適合性に係る適切な判断をもたらすことはあっても、規制の厳格さの欠如を誘起するものではない。それゆえ、基準の文言を根拠に、規制が緩やかになるかのように述べる債権者らの主張は当を得ない。

(3) なお、債務者異議審主張書面(1)第3の4(3)(87頁)でも述べたように、本件各発電所における新たな基準地震動の策定に際して、債務者が詳細な調査・検討の結果、連動しないと判断したFO-A～FO-B断層と熊川断層との連動を考慮したり(債務者主張書面(1)第3章第2の2(2)(52～53頁)、同第4章第2の2(2)(102～103頁))、4kmと評価した地震発生層の上端深さを3kmに見直したり(債務者主張書面(1)第3章第2の4(2)(57～58頁)、同第4章第2の4(2)(105頁))したのは、原子力規制委員会における新規制基準適合性審査の過程において行われたことであり、この一例からも分かるように同委員会における審査は安全側に厳しく運用されているのであって、その結果、本件各発電所における基準地震動はかなり安全側に設定されている。

3 基準地震動を超える地震動による事故対策が不十分であるとの点について

(1) 債権者らは、「基準地震動を超える地震動によって設計基準対象施設が・・・安全機能を喪失する場合」に機能すべき重大事故等対処施設が、基準地震動に対する耐震安全性しか有していないければ、設計基準対象施設と重大事故等

対処施設のいずれもが基準地震動を超える地震動で壊れる事態になり得るに
もかかわらず、「新規制基準では、重大事故等対処施設は、設計基準対処施設^{ママ}
と同じ基準地震動による地震力に対して機能が損なわれなければよいとされ
ている」ことや、特定重大事故等対処施設が対応すべき地震動は、「基準地震
動の何倍かではなく、基準地震動と同じ」とされていることを、「新規制基準
が『緩すぎて原発の安全は確保されない』例の一つ」として主張する（債権
者ら第14準備書面17～18頁）。

(2) しかし、前述のとおり、新規制基準では、最新の科学的・技術的知見を踏
まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の
地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとして基準地震動
を策定することを求めており、当該規定に従って適切に策定した基準地震動
を超える地震動が到来することは、まず考えられない。そして、設計基準対
象施設である耐震重要施設と、重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処
施設は、いずれも基準地震動に対する耐震安全性を確保すべきものとされて
いるから（設置許可基準規則4条3項、39条1項各号），そもそも債権者らの
主張するような「設計基準対象施設と重大事故等対処施設のいずれもが基準
地震動を超える地震動で壊れる事態」が生じることは、まず考えられないの
である。

加えて、特定重大事故等対処施設に関して、新規制基準は、「基準地震動に
対する設計基準上の許容限界は設計基準と同じものを適用する・・・が、設
計基準における措置とは性質の異なる対策（多様性）を講じること等により、
基準地震動を一定程度超える地震動に対して頑健性を高めること」を求めて
おり（乙90、設置許可基準規則解釈39条4項），多様性の観点も考慮してい
ることが窺える。

4 基準地震動以下でも重大事故に至るおそれがあるとの点について

- (1) 債権者らは、米国原子力規制委員会（NRC）の資料において、地震に伴う機器の損傷によるCDF（炉心損傷）への寄与が大きいものとして、所外電源喪失、電気品の損傷が挙がっており、福島第一原子力発電所事故を受けて、外部電源の信頼性を高める必要があるといわれていたにもかかわらず、新規制基準では、外部電源の耐震重要度分類は、従来と同様Cクラスのままであると主張し、「安全上重要な施設とそれ以外を分類して、安全上重要な施設のみをSクラスとし、それが基準地震動で機能喪失しなければ安全である」という考え方では安全は確保されないと主張する（債権者ら第14準備書面19頁）。
- (2) しかしながら、債務者主張書面(7)兼異議審主張書面(2)第2の2(2)オで述べたとおり、原子力発電所全体としての安全性を確保するためには、重要度に応じて要求の程度を変化させる方法（グレーディッドアプローチ）が有効なのであり、このような安全規制の方法は、国際原子力機関（IAEA）の国際基準や米国の安全規制等、多くの国で広く採用されているのである。
- また、外部電源に関して、原子力規制委員会は、「外部電源系は安全系として期待しておらず、事故時においては、安全系の設備への給電は非常用ディーゼル発電機から行われることが前提です。しかしながら、今回の地震、津波に伴う事故の教訓を踏まえ、従来と比べ外部電源の信頼性を向上させるため、原子力発電所に接続する2回線以上の送電線の上流側が同一の開閉所又は変電所につながっていないこと、同じ送電鉄塔に架線されていないことを新たに要求しています」（乙108、「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（案）等に対するご意見への考え方」108頁）との見解を示している。

5 多重防護の一つである 5 層が欠けているとの点について

- (1) 債権者らは、 IAEA 基準や緊急時計画に関する米国の規則に言及し、「多重防護の考え方及び国際基準からすれば、 5 層の防護が基準に採用されていない新規制基準は、明らかに安全確保の基準として不合理である」と主張し、新規制基準に防災対策が含まれていないことを論難する（債権者ら第 14 準備書面 20~22 頁）。
- (2) そもそも、債権者らも主張するように、「多重防護の考え方」の基礎には、「前段否定」、「後段否定」という発想がある。これは、異常や事故の発生・拡大を防止し、その影響を低減するために多段的な対策を立案するにあたって、あえて、各々を独立した対策として捉え、前段階の対策は奏功せず、後続の対策には期待できないとの前提を無条件に措くものである。こうした無条件の前提を措くことにより、各段階における対策がそれぞれ充実した十分な内容となるようにしているのである。

他方、本件仮処分における究極的な争点は、本件各発電所の運転によって債権者らの人格権を侵害する具体的な危険があるか否かであり、かかる具体的危険を判断するに際しては、多重防護の各段階における対策が奏功しない蓋然性が正面から問われることになる。この点、債務者は、これまでに述べたとおり、本件各発電所について、自然的立地条件に係る安全確保対策及び事故防止に係る安全確保対策（多重防護の考え方に基づく設計等）といった万全の安全確保対策を講じているところであり、これらの対策によって、炉心の著しい損傷や周辺環境への放射性物質の異常な放出は確実に防止される。それゆえ、本件各発電所から放射性物質が異常に放出され、周辺住民等の避難が必要となる事態に陥ることはまず考えられない。換言すれば、防災対策・避難計画に関する行政規制の当否を論じるまでもなく、本件各発電所に債権者らの人格権を侵害する具体的危険はない。

以上の点を措くとして、以下では、原子力発電所に係る防災対策・避難計

画に関する法体系等について述べる。

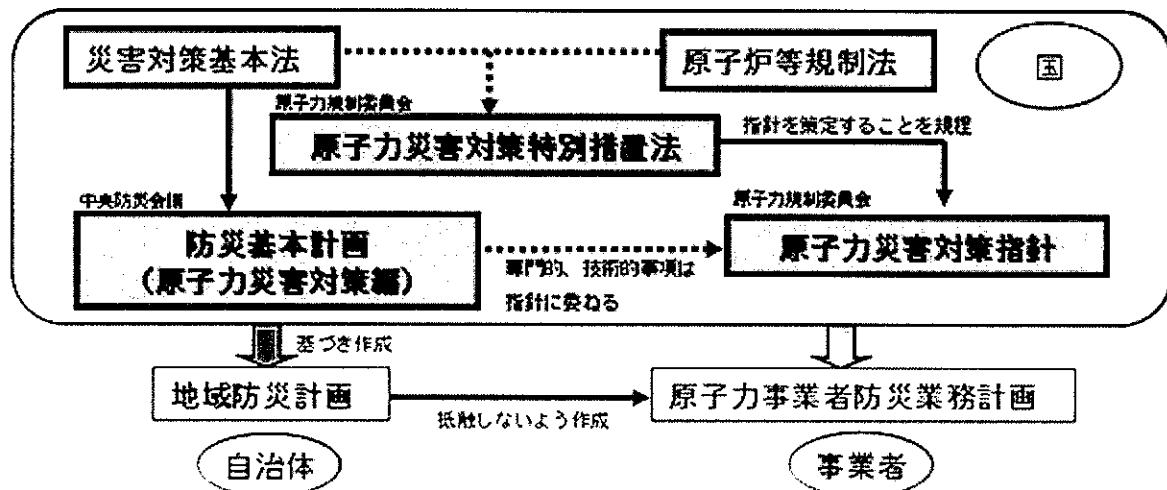
(3) 原子力災害対策については、一方で、災害対策基本法に基づいて中央防災会議により「防災基本計画（原子力災害対策編）」が策定され（災害対策基本法34条1項），他方で、災害対策基本法の特別法である原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という）に基づいて原子力規制委員会により「原子力災害対策指針」（乙109）が策定されており（原災法6条の2第1項），この両者により制度の枠組みが設定されている。

すなわち、前者の防災基本計画（原子力災害対策編）には、原子力事業者、国、地方公共団体の役割分担・責任関係が規定され、後者の原子力災害対策指針には、原子力災害対策の実施に必要な専門的・技術的事項が規定されている（乙110、「原子力災害対策について」2頁）。そして、この防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針に基づいて、地方公共団体は地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し（原災法28条、災害対策基本法40条1項及び42条1項），原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成することとされている（原災法7条1項）。原子力事業者防災業務計画を作成・修正するときには、原子力事業者は、あらかじめ地方公共団体と協議するべきものとされ、作成・修正した原子力事業者防災業務計画は、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表するべきものとされている（原災法7条2項、3項）。

なお、原災法7条1項は、原子力事業者の作成する原子力事業者防災業務計画が地域防災計画と抵触するものであってはならないと定めている。そして、原子力規制委員会は、原子力事業者が原災法7条1項に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力発電所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の修正等を命ずることができ（同条4項），原子力事業者がこの命令に違反したときは、発電用原子炉の設置許可を取り消

し、又は発電用原子炉の運転停止を命ずることができる（原子炉等規制法 43 条の 3 の 20 第 2 項、同項 22 号）。

このように、原子力事業者防災業務計画にも原子力規制委員会による規制が及んでいる。



【図表 1 原子力防災体制に関する法令等の体系】

（4）原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針は、平成 23 年 3 月に福島第一原子力発電所事故が起こり、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかになったとの経緯を踏まえ、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるとの観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとすることを目的としている。同指針は、①住民の視点に立った防災計画を策定すること、②災害が長期にわたる場合も考慮して、継続的に情報を提供する体系を構築すること、③最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう見直しを行うこと、の 3 点を基本的な考え方としている（乙 109、1 頁）。

同指針は、緊急事態の初期対応段階に情報を収集し事態を把握するとともに

放射線防護のための避難や安定ヨウ素剤の服用などについて準備や実施を判断するため、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の3つに区分し、区分ごとに原子力事業者、国及び地方公共団体の役割を整理している（乙109、6頁以下）。また、同指針では、住民等に対する被ばく防護措置を短期間で効率的に行うため、「原子力災害対策重点区域」として、原子力発電所から半径概ね5kmを「予防的防護措置を準備する区域（P A Z）」、原子力発電所から半径概ね30kmを「緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）」に設定し、重点的に原子力災害に特有な対策を講じること（乙109、39～40頁）や、放射線の緊急時モニタリング・被ばく医療体制・安定ヨウ素剤の予防服用等について定められている（乙109、42頁以下）。

6 大規模損壊発生時の被害を防止する基準がないとの点について

（1）債権者らは、大規模損壊時に関する基準である実用炉規則86条及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下、「技術的能力審査基準」という）があまりに抽象的で、大規模損壊時に何を要求し、そのことによって何を防止、緩和できるのか全く不明であり、許可基準が不明であって、「大規模損壊時に、周辺公衆の被害を防止するための基準はないと言うに等しい」と主張する（債権者ら第14準備書面22頁）。

債権者らが挙げる実用炉規則86条は、原子炉等規制法43条の3の22第1項が「発電用原子炉設置者は、・・・原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない」と定めていることを受けて、原子力規制委員会が定めた条項の1つである。実用炉規則86条により発電用原子炉設置者が講じるべき措置については、発電用原子炉設置者が保安規定に定め、原子力規制委員会による認可を受けるべきものとされているから（実用

炉規則 92 条 1 項 23 号), 原子力規制委員会は, 実用炉規則の制定のみならず, 保安規定の認可権限等をも行使して, 専門技術的見地から, 発電用原子炉設置者が「保安のために必要な措置」を講じることの実効性を確保することになる。

また, 債権者らが挙げる技術的能力審査基準は, 原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 第 1 項 3 号が, 発電用原子炉の設置許可を行うための要件の 1 つとして, 「その者に重大事故・・・の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」を掲げていることを受けて, 原子力規制委員会が上記要件への適合性を判断するための基準として自ら制定したものである。原子力規制委員会は, 技術的能力審査基準の制定のみならず, 個々の設置許可申請に対して, 同基準を適用, 運用することを通じて, 申請者が当該要件に定める技術的能力を有するか否かを専門技術的見地から判断することになる。

このように, 原子力規制委員会は, 債権者らが挙げる条項や基準の制定のみならず, 個々の具体的な申請に対する判断等を通じて, 原子炉等規制法に定める規制目的を達成することになっている。債権者らが挙げる条項や基準には性能規定的な側面もあるが, 原子力規制委員会における新規制基準適合性審査では, 原子力発電所の様々な安全上の事項について高度の科学的, 専門技術的知見を有する委員等によって厳格な審議・検討が行われていることに鑑みると, 債権者らが挙げる条項や基準の性能規定的な側面は, 個々の発電用原子炉施設に対して, 専門技術的観点から基準への適合性に係る適切な判断をもたらすことはあっても, 規制の厳格さの欠如を誘起するものではない。それゆえ, 債権者らの主張は理由がない。

(2) また, 債権者らは, 「重大事故時に有効な放射性物質の拡散抑制策は想定できないのであるから, 重大事故よりもさらに甚大な事故を想定すべき大規模

損壊時には、放射性物質の拡散抑制策はないと言わざるを得ない」と主張する（債権者ら第14準備書面23頁）。

しかしながら、前述のとおり、新規制基準は、発電用原子炉施設においてシビアアクシデントのような事故を発生させないようにするために、多重防護の観点から様々な基準を設けている。実用炉規則86条は、新規制基準の他の規定による多層的な安全性確保対策が講じられた発電用原子炉施設において、大規模損壊が発生する蓋然性がどの程度あるのかという観点は捨象し、大規模損壊が発生することを所与の前提として、所定の措置を講じることを求めているものである。

具体的には、同条は、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画の策定、要員の配置、教育・訓練の定期的実施、電源車等の必要な資機材の備付けに加え、炉心の著しい損傷の緩和・原子炉格納容器の破損の緩和・放射性物質の放出低減等のための対策を定めて、要員に守らせることを求めている⁵。

それゆえ、「大規模損壊時には、放射性物質の拡散抑制策はない」という債権者らの主張は誤りである。

7 立地審査指針の不存在の点について

(1) 債権者らは、「周辺公衆の安全を確保するためには、少なくとも福島第一原発事故と同様の事故及び放射能の拡がりを想定して立地審査指針の離隔要件の判断をし直した改訂基準を策定しなければならないが、新規制基準には改訂立地審査指針が不存在である」と主張する（債権者ら第14準備書面26頁）。

(2) しかし、福島第一原子力発電所事故は、同発電所の自然的立地条件に係る安

⁵ なお、債務者は、高浜発電所3号機及び4号機について、必要な手順書、体制、設備及び資機材の整備を行い、原子力規制委員会による審査を受けて、新規制基準に基づく原子炉設置変更許可を得ている（乙73、424～429頁、乙74）。放射性物質の放出低減の対策としては、放水砲、シルトフェンス及び吸着剤（ゼオライト）を配備し、手順を整備するなどしている。

全確保対策（津波に関する想定）が不十分であったために、同発電所の「安全上重要な設備」に共通要因故障（共通要因による安全機能の一斉喪失）が生じ、放射性物質が異常放出する事態に至ったものであり、立地条件の異なる本件各発電所に同様の事態が生じると想定すべき理由はない。そして、債務者が、同事故後の原子力規制委員会の検討を経て策定された新規制基準を踏まえ、地震・津波といった自然的立地条件に係る安全確保対策を強化していることも考慮すれば、福島第一原子力発電所事故と同様の事態が生じることはまず考えられない（債務者答弁書 58～62 頁、債務者主張書面（1）及び（2））。

それゆえ、同事故と同様の事故と放射能の拡がりを想定すべきとする債権者の主張には理由がない。

以 上